安全運転態度テスト	運転者の安全な運転に対する考え方の表出の度合いについて測定するものであること。
危険感受性テスト	交通環境の状況の把握の正確さ並びに運転者が交通事故防止のため事前に危険を察知して対応する際の判断及び予測の妥当性について測定するものであること。
処置判断テスト	連続的に変化する事態を適切に処理し、並びに判断するための注意力の配分及び持続性について測定するものであること。
重複作業反応テスト	連続して発生する複数の事象に反応して、重複した作業を正確かつ迅速に行うことができるかどうかについて測定するものであること。
速度見越反応テスト	遮蔽された一定区間を物体が通過する時間を予測させ、その反応時間を測定すること等により、動体の速度の認知の正確さ及び行動の焦燥感又は抑制の強弱について測定するものであること。
視覚機能テスト	少なくとも動体視力（六十五才以上の受診者に対する適性診断にあっては、動体視力及び夜間視力）について測定するものであること。この場合において、視覚障害のおそれのある受診者にあっては、理由を診断票に記載した上で、夜間視力について測定しないことができるものであること。

別表第二（第六条関係）

適性診断の種類	指導及び助言		
	実施者	方法	内容
特定診断Ⅰ	第一種カウンセラー又は第二種カウンセラー	個別面談方式（受診者に対して個別に指導及び助言を行う方式をいう。以下同じ。）	受診者から交通事故を引き起こしたときの状況について聞き取りを行い、交通事故を引き起こすに至った当該受診者の運転特性上の要因を認識させるとともに、交通事故を引き起こしていない優良な運転者の運転特性等を参考として、交通事故の再発防止のために必要な運転行動の改善に関する指導及び助言を行うもの
特定診断Ⅱ	第二種カウンセラー		受診者から交通事故を引き起こしたときの状況、生活習慣、健康状態及び運転に関する過去の経歴等について聞き取りを行い、交通事故を引き起こすに至った当該受診者の運転特性及びその背景となった生活習慣、健康状態等に係る要因を認識させるとともに、交通事故を引き起こしていない優良な運転者の運転特性等を参考として、交通事故の再発防止のために必要な運転行動、生活習慣及び健康状態等の改善に関する指導及び助言を行うもの
初任診断	第一種カウンセラー又は第二種カウンセラー	個別面談方式又は十二人以下の集団カウンセリング方式（カウンセラーの指示に従い、受診者から日常の運転の状況について聞き取りを行い、事業用自動車の運転者として交通事故の未然防止のために運転行動について留意すべき点に関する指導及び助言を行うもの	
適齢診断		個々の診断の評価及び目標を発表し、他の受診者と意見を交換することにより、問題の解決を図る方式をいう。以下同じ。）	受診者から日常の運転の状況について聞き取りを行い、当該受診者の加齢による身体機能の変化の運転行動への影響を認識させるとともに、交通事故の未然防止のために身体機能の変化に応じた運転行動について留意すべき点に関する指導及び助言を行うもの

別表第三（第六条関係）

研修項目	内容	時間等
適性診断一般に関する事項	適性診断の趣旨、内容等に関するもの	一時間
交通心理学に関する事項	交通心理学による交通事故の要因の分析、安全対策等に関するもの	四時間
カウンセリングの理論に関する事項	カウンセリングの定義、カウンセリングの特質、カウンセリング理論、小集団活動等に関するもの	二時間
指導及び助言の手法に関する事項	適性診断テストごとの指導及び助言の要点に関するもの	二時間
指導及び助言の実習	指導及び助言の実習を行うことにより指導及び助言を行う能力を習得するもの（以下「模擬指導・助言」という。）	十五事例
模擬指導・助言をもとにした事例検討会	研修員が行った模擬指導・助言に係る面接の記録をもとに、受診者の心理を理解する方法、面接の実施方法等を習得するものであって、参加する研修員が十二人以下であるもの	研修員一人一事例以上で合計三事例以上

備考

1　主任交通心理士の資格を有する者にあっては、交通心理学に関する事項及びカウンセリングの理論に関する事項を省略することができる。

2　臨床心理士の資格を有する者にあっては、カウンセリングの理論に関する事項を省略することができる。

3　この表において、時間等の欄の一時間とは、研修時間が正味五十分以上のものをいい、一日の研修時間は正味六時間を超えないものとする。

別表第四（第九条関係）

内容	事例数
研修員が行った個別面談方式又は集団カウンセリング方式による面接の記録をもとに、他の研修員と意見を交換することにより、受診者の心理を理解する方法、面接の実施方法等を習得するものであって、参加する研修員が十二人以下であるもの	研修員一人二事例以上で合計六事例以上

○国土交通省告示第四百五十八号

旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令（平成二十四年国土交通省令第二十四号）の施行に伴い、並びに旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第四十七条の九第四項、第四十八条の四第二項、第四十八条の五第二項及び第四十八条の十二第三項において準用する同令第四十一条の二第二項及び第三項並びに第四十一条の五第一項から第三項までの規定に基づき、並びに同令を実施するため、旅客自動車運送事業運輸規則に基づく運行の管理に関する講習の認定に関する実施要領を次のように定める。

平成二十四年四月十三日

国土交通大臣　前田　武志